

「雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業」

委託業務企画提案募集要領

1. 委託業務の内容

東日本大震災においては水道施設も甚大な被害を受け、その対策として主として陸路により全国から迅速な応援給水体制が構築された。島しょ県である沖縄県ではそのような応援給水が困難であることなどから、市町村または地域単位で応急水源の確保を検討する必要がある。

応急水源として有効なのが雨水・地下水等であることから、県内で避難所に指定されている施設における生活用水等の確保対策並びに雨水等の貯留施設の状況及び東日本大震災時の避難所や住宅等における生活用水の確保対策や、雨水等の利活用状況等の調査を行う。

さらに利活用状況等調査を踏まえ、本県における公共施設をはじめとした各種建築物の施設規模に応じた貯留施設の設計、維持管理方法等のモデルを作成し、雨水等の有効を図ることによって、日常的には「水を大切に使う社会」の構築を目指すとともに、災害時における生活用水の確保も見据えた施策を促進する。

(1) 委託期間：契約締結の日から平成25年3月11日まで

(2) 委託内容：「雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業に係る仕様書【公募用】」を参照

2. 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(注)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共団体と水道分野に関する業務を受託した実績があること。

(3) 水道法における水質検査を実施し得る機能を有し、かつ水質検査の実績を有していること。

(4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を適切に実施できる能力を有すること。

(5) 今回の委託業務の実施にあたり、業務に従事する正副3名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。また、必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行えるものであること。

(6) 県内に本店又は支店等を設置していること。さらに、東日本大震災の被災県（岩手、宮城、福島）にいずれかに支店を設置しているか、3県の水道事情に精通していること。

(7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を代表する事業者が、(2)及び(3)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)から(6)までの要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：平成24年7月20日（金）午後5時

イ 提出書類：参加申込書【様式1】及び会社概要【様式2】【様式2-2】

ウ 提出方法：持参、郵便（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）、FAX 又は電子メール（受信確認必要）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画提案書

ア 提出期限：平成24年8月1日（水）午後5時

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式3】

企画提案書（4. の（2）を参照）

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。

エ 提出部数：8部

(3) 質問がある場合は、質問票【様式4】を FAX 又は電子メールで提出すること（受信確認必要）。

質問受付期間：平成24年7月12日（木）～平成24年7月20日（金）

質問への回答は地域・離島課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

4. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式3】

(2) 企画提案書（A4版縦横自由20頁以内）

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。また「雨水等の有効利用による災害時生活用水確保促進事業に係る仕様書【公募用】」の「6. 委託内容」を参照すること。

ア 提案概要

イ 業務の実施方法

ウ 業務の実施体制

エ 業務スケジュール

オ 見積

提案にあたっては、総額30,000千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

① 直接人件費

② 旅費（外部専門家、対象事業者等）

③ 諸謝金（外部専門家等）

④ 調査費

⑤ 検査費

⑥ 消耗品

⑦ 印刷製本費（報告書300部、手引書20,000部）

⑧ 一般管理費

⑨ 消費税

⑩ その他（モデル仕様の検証に係る費用や、上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

カ 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）地方公共団体又は公共団体と水道分野に関する業務を受託した実績。

（3）共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式5】

5. 企画提案選定委員会

（1）予定日：平成24年8月15日（水）

（2）実施方法：応募者によるプレゼンテーション

※ただし、応募者多数の場合は、書面による一次審査を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。

（3）審査結果の通知：平成24年8月下旬（予定）応募者あて最上位者名を通知

（4）委託契約の締結時期：平成24年8月下旬（予定）

6. その他

（1）企画提案書等で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）企画提案書等に要する経費、企画コンペなどに参加する経費などについては、参加者の負担とする。

（3）企画提案書など提出された書類は返却しない。

（4）選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。

（5）1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。

（6）募集要領に適合しない応募は無効とする。

（7）事務取扱については、沖縄県の休日定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

7. 提出先

沖縄県企画部 地域・離島課 地域振興班（上原）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

Tel: 098-866-2370 Fax: 098-866-2068

E-mail: aa017035@pref.okinawa.lg.jp